

令和4年中標津町議会12月定例会一般質問

通告	質 問 議 員	質 問 事 項
1	15番 佐藤 武志 (P2～P3)	1) 交流人口の拡大について
2	5番 佐久間 ふみ子 (P4～P7)	1) 町民の交通支援について
3	18番 松村 康弘 (P8～P10)	1) 郷土館における山田洋次監督のブース開設の準備について
4	9番 高橋 善貞 (P11～P15)	1) 要援護者台帳の提供と個人情報保護法について
5	4番 山口 雄彦 (P16～P18)	1) 学校給食費の未納問題について
6	6番 松野 美哉子 (P19～P22)	1) 特定外来生物アライグマの防除・駆除について
7	1番 平山 光生 (P23～P26)	1) 耐震シェルター等の補助制度導入について
8	2番 安藤 美佳 (P27～P28)	1) ゲートキーパー育成について
9	8番 江口 智子 (P29～P30)	1) 男性用トイレへのサンタリーボックス配備について

令和4年12月定例会一般質問

通告 1

質問 交流人口の拡大について

答弁 多様な主体が取り組みを行うよう努めていきたい

15番 佐藤 武志 議員

【質問：佐藤 武志 議員】

15番、佐藤武志です。交流人口の拡大について質問いたします。

総務省は11月15日、全国の都道府県と市町村の相談窓口などで2021年度に計32万3,931件の移住相談を受け付けたと発表しました。前年度に比べ11%増え、集計が始まった2015年度以降で最多となった。コロナ

禍でテレワークが浸透し、柔軟な働き方が可能になったことで、地方移住への関心が高まったためと分析している。

北海道は長野、兵庫、福島に続き4位で1万2,650件です。集計は都道府県や市町村が設置している相談窓口や各地で開いた移住イベントでの相談件数の合計です。コロナ禍を機にオンラインでのイベント開催や受付も増えているとの内容でした。

長野は東京圏や名古屋圏からのアクセスの良さに加え、豊かな自然環境で人気を集めている。中標津町も首都圏から遠く離れているが、空港の存在がほかの地域より優位性があると考えられます。

中標津町はお試し暮らしという形で実施していましたが、現在コロナ禍で停止しているとのことですが、2023年度の方針性と2021・2022年度、移住やお試し暮らしについての相談がありましたか？そのためには、中標津町を認知してもらう方策が必要です。

従来からの川崎市との交流、ふるさと会、大学との交流を進めること、また森林公園キャンプ場の整備も待たれるところです。

また、札幌市やオホーツク、十勝の28市町村の取り組みを紹介します。フランス料理で有名な三国清三さんと協力して、北海道の食の魅力を発揮する北海道食のダイヤモンドロマン推進協議会を立ち上げ、活動を始めています。11月に札幌市の食材をYouTubeチャンネルで公開、登録者が34万人もあり、影響力が非常に大きいもので、今後はほかの自治体の食材を使ったレシピの紹介、新商品開発に取り組む予定です。



コロナ禍ではありますが、職員の皆様にはアンテナを広げているんな機会に中標津町を売り込む姿勢を持っていただき、交流人口の拡大、そして移住につなげてと考えますが、町長のお考えをお聞かせください。

【答弁：町長】

佐藤議員御質問の交流人口の拡大について御答弁申し上げます。

本町における移住施策の取り組みは、平成 18 年から北海道や道内の市町村とともにお試し暮らし事業の実施や移住希望に対する相談、広報媒体やイベントを通じた P R 活動などに取り組んできたところであります。

2021 年度のお試し暮らし事業の実績は新型コロナウイルス感染症に伴う緊急事態宣言やまん延防止措置などにより、受け入れ中止の期間が長かったことから、1 組 4 名にとどまりました。また、2022 年度については、現在までに 12 組 31 名から申し込みがありました。コロナ関連のキャンセルなどにより、実際に参加されたのは 2 組 5 名です。

北海道がまとめた道内の移住体験事業の実績においても、コロナ前と比較すると約半減している状況となっております。11 月には東京で開催されました移住フェアに参加しておりますが、本町のブースを訪れた方は、以前に旅行や仕事で道東に来たことがある方が多く、中標津については景色がよくて、首都圏とのアクセスが良いという好意的な印象をお持ちでした。実際に酪農の仕事に興味があるという若い方もいらっしゃいましたので、その後、町内の酪農関連の企業を紹介したところであります。

これまでも三大都市圏などで行われる移住相談会などに参加しておりますが、北海道への移住を真剣に検討されている方は多くいらっしゃいますので、本町の産業と自然環境が調和した都会にはない魅力や商業施設などの集積し、住みやすい生活環境、空港機能、根室地域の内陸という立地条件などをうまく P R して、移住に結びつけていきたいと考えております。

少子高齢化や人口減少が進む中で地域を活性化していくためには、定住人口の確保だけでなく、町内外から人を呼び込み、交流を通じて、地域の活力を高めていく交流人口の拡大はとても重要な施策であります。

御指摘のとおり、交流人口の拡大のためには、中標津町の知名度を上げていくことが大切であり、移住施策のほか、観光施設や企業誘致、商業振興、文化芸術の振興など、新たな分野、新しい発想による取り組みが必要となりますので、行政はもとより、企業団体、町民など多様な主体が交流人口の拡大に向けて取り組みを行うことができるよう努めていきたいと考えておりますので御理解を賜りますようお願い申し上げます。

令和4年12月定例会一般質問

通告 2

質問 町民の交通支援について

答弁 公共交通の再編に取り組んでまいります

5 番 佐久間 ふみ子 議員

【質問：佐久間 ふみ子 議員】

5 番、佐久間ふみ子でございます。町民の交通支援について御質問いたします。

日常生活で移動に困難を伴う運転免許返納者や高齢者、妊婦、障がい者など自家用車で移動できない方たちの外出のサポートをどうするか。町内を巡回している路線バスは今のままでは利便性に課題があり、自宅からバス停までの移動が難しい高齢者もいます。



また、郡部の路線バスの利用も非常に搭乗者が少ないと聞いています。これは利便性の問題か、そもそも需要がないのか、こちらも各関係事業者や対象地域の方々と十分に協議し、運行の見直しや利用促進を進めていく必要があるのではないかと考えます。

釧路・根室・十勝管内で、免許を自主返納した 65 歳以上の高齢者は 2017 年の 1,637 人から 2019 年から 2021 年は 3 年連続 2,000 人を超えるなど増加傾向にあると新聞に掲載されていました。ちなみに中標津管内の運転免許を返納した件数は、令和元年度 105 件、令和2年度 90 件、令和3年度 75 件、本年度は現在で 59 件です。

一方で、車を手放しては生活していけない現実があり、きめ細やかな交通支援を求める声が聞こえてきます。平成 31 年 4 月に、東京池袋で高齢者が運転する車が暴走した事故で親子 2 人が死亡し、計 10 人が重軽傷を負ったとマスコミに大きく報道された痛ましい事件がありました。令和元年度以降、高齢者の事故も大きく取り上げられるようになりました。

また、明生町内会に御夫婦で住んでいる方は、昨年 5 月に御主人を亡くされ、年金受給も 1 人分となり、通院や外出時などにタクシーを使いたいのが経済的に大変だと、これからの生活に不安を抱えている様子でした。足腰に疾患を抱え、翌月に地域包括支援センターとつながり、要支援の認定を受けることができたことと聞き安心いたしました。

中標津町の高齢化率も令和2年度 26.4%で、平成 27 年から 3.6 ポイント増加してい

ます。令和 22 年には 35.4%と推定されています。在宅ひとり暮らしの高齢者数も増加傾向にあります。高齢化が進み家庭に引きこもることで、身体機能や認知機能が低下する方が増えることが危惧されています。通院や買い物だけではなく、外出することで地域とつながるきっかけのためにも、移動手段の支援をどうするかは直近の課題です。

白糠町や標津町は免許を返納した高齢者へタクシーやバスの助成を行うなど、町独自の支援策を講じています。

本町も既存の路線バスなどの運行形態の検討、さらにバス会社、タクシー会社の運転手不足の問題などを合わせて、中標津町の住民がどのような交通支援を望んでいるか、調査分析を行った上で進めていく必要があると考えます。

今後の根本的な交通計画とあわせ、住民のバスの利用者増に向けた取り組みを並行して考えるべきだと思います。例えば市街地の巡回バスを通学、通院、買い物など目的別に曜日や時間、始発終点場所などの運行形態を工夫し、既存の車両と人員でできる対策と住民のバス利用促進につながるイベントの開催などを考えてはいかがでしょうか。

町長の見解を伺います。

【答弁：町長】

佐久間議員御質問の町民の交通支援について御答弁申し上げます。

これまで地域の公共交通の重要性やあり方につきまして、御質問や御指摘をいただきてまいりました。この中で町内を運行するバスの便数や形態は、複数自治体で共同運行している路線もあり、非常に複雑な状況でございますが、町民にとって利用しやすく、持続可能で効率的な運行方法につきまして、本年 5 月に設立いたしました中標津町地域公共交通活性化協議会におきまして、検討を進めているところでございます。

公共交通は、利用者である町民のニーズや需要を十分に把握し、運行の見直しを定期的に図りながら再編を行う必要があるとともに、運行していただくバス事業者との連携、そして過大な財政負担にならないよう検討していくことが重要であると考えております。

協議の進捗状況でございますが、中標津町地域公共交通活性化協議会では主に、中標津市内循環線、そして武佐・俣落・養老牛の町有バスを中心に再編の検討を行っております。アドバイザーであります交通専門家の為国氏からは、中標津町の特徴、地域性、道路状況を分析いただき、事務局とともに武佐・俣落・養老牛地区の町民ヒアリングを実施しております。

また、町民 2,000 人へのアンケート調査を 9 月に実施しており、もう間もなく集計作

業も終了いたしますが、12月に予定しております協議会の中で御報告させていただき、議論を進めてまいりたいと考えております。

さらに、より理解を深め課題を共有するため、9月には為国氏による講演会と第2部として参加者との意見交換会、グループ討議を行い、非常に有意義な時間であったとの報告を受けております。

このように公共交通につきましては、さまざまな調査や研究を進める中で、免許返納者へのきめ細やかな交通支援や利用者増につながる取り組みについて、多様な意見やアドバイスも検討をされております。

具体的にはバスの小型化、町有バスの再編において利用者が多い区間への転換、タクシー会社と連携したデマンド輸送、さらには乗車時間の短縮と利用者ニーズに対応する複数系統に分けた輸送体制の構築などであります。

現在検討中ですが、実現性も含めまして、そのメリット、デメリットを十分に比較し、地域公共交通の再編に取り組んでまいりたいと考えております。

また、現在コロナ禍において中止を余儀なくされておりますが、お祭りなどのイベント開催にあわせ、利用促進としてバスを使っただろうということで、無料バス券の配布も順次再開していきたいと考えております。

議員御指摘のとおり、公共交通の再編は利用者実態に即して、実際に実証試験やお試し運行でデータを収集し定期的に見直しを繰り返すことが重要と考えております。利用者の属性や目的などを踏まえた再編を念頭に置き、引き続き取り組んでまいりたいと存じますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

【質問：佐久間 ふみ子 議員】

5番、佐久間ふみ子でございます。再質問させていただきます。

中標津市内循環線や町有バスを中心にさまざまな調査や研究を進めながら再編の検討をされているとの御答弁をいただきましたが、本町の町内バスの運行については根本的な見直しを期待しながらも、町民の中では、どうせ今までと変わらないでしょうと厳しい御意見もあります。

さらに12月1日から市内循環線バスの7便と8便の2つ、運行が減便されました。

町長は町民にバスを使ってもらうことを本当に考えているのでしょうか。さまざまな理由により、自家用車で移動できない方たちの交通支援を本気で取り組む気持ちはお有りでしょうか。

コロナ禍で厳しい状況も続くと思いますが、町独自の施策を考えていってはいかがで

しょうか。町長のお考えをお聞かせください。

【答弁：町長】

再質問に御答弁申し上げます。

バスの利用につきましては、やはり利用の実態、もちろんそれからそれにかかる費用とのバランスがございます。残念なことにやっぱり乗らないところも相当運行されていて、よく町民の皆さんから空気を運んでいるんじゃないかという厳しい御意見もいただいているところでございます。

少しでも住民のためになるようにですね、努力してまいりたいと考えておりますので、今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。以上です。

令和4年12月定例会一般質問

通告3

質問 郷土館における山田洋次監督のブース開設の準備について

答弁 課題が多く難易度は高いと思われます

18番 松村 康弘 議員

【質問：松村 康弘 議員】

18番、松村康弘でございます。郷土館における山田洋次監督のブース開設の準備について質問いたします。

去る9月17日、NHKで山田洋次監督書き下ろしの「続 遥かなる山の呼び声」が放映されました。最初の高倉健主演の武佐の旧駅舎を舞台にした映画から、NHKによる阿部寛、常盤貴子のリメイクがあり、物語はその後の二人の再会を予感するところで終わっていました。それがこの9月17日、山田洋次監督が自ら台本を書き下ろして、当町や札幌でのロケを経てオンエアされたものです。

道内に、数多ある自治体が強く求め、しかし、かなわない映像、それも映画撮影による情報発信を軽々と実現する我が中標津町、これほど恵まれた町はそうないのではないかと思います。山田洋次監督は中標津町を舞台に「家族」や「釣りバカ日誌ファイナル」そして「遥かなる山の呼び声」さらに「続 遥かなる山の呼び声」とこの地をロケーションとする映画を多数撮っておられます。

監督のこの地にかける思いは映像を通して見ていくと、うなずけるものがあるのですが、私たち中標津町民は、監督がこの地の特性を映像で表現した、その価値をこれから生まれる子供たち、観光で訪れる人たち、多くの人々に共感していただくために積極的に情報発信していく責任があるのではなかろうかと思うようになったのですが、教育長はいかがお考えになりますでしょうか。

私は中標津に映画監督山田洋次氏の事績を語り伝える施設があっても良いのではなかろうかと考えますが、まずは新設される郷土館の展示企画を中心に同氏の事績をしっかり紹介するブースを設けることは可能であると考えます。そのためにも意識して情報やデータの収集に力を尽くす時ではないでしょうか。さらに、今回のオンエアに先駆け、NHKでは中標津を紹介する番組を9月3日から17日までの間、2016年に放送さ



れた「酪農の街に夢をいだいて～中標津町」などの番組を皮切りに多数再放送してありました。こんなことも、なかなかないのだろうと思われますが、これらのデジタル情報や、今般、中標津の昔と今を対比する写真集が発刊されましたが、これについてもニュース番組で取り上げられています。

今では見逃した番組を振り返って見ることができる時代になっておりますが、我が町に関わる様々なデジタル情報についても、しっかりと収集して後世に伝えていく必要を感じます。教育長はいかが思いますでしょうか。

今回の「続 遥かなる山の呼び声」には、今後、地域が乗り越えていかなければならない酪農の問題、家族の絆、強く念ずれば奇跡を起さるよ、といった私たちの未来が幸せであるためのメッセージがたくさん込められているように思います。

ぜひ将来の山田洋次記念館の礎を築くために、この地から、今からの精進を始めるべきではないでしょうか。よろしく御答弁お願いいたします。

【答弁：教育長】

松村議員御質問の郷土館における山田洋次監督のブース開設の準備について御答弁申し上げます。

御質問にありましたとおり、9月17日に中標津の酪農を舞台としたドラマ「続 遥かなる山の呼び声」がNHKBSプレミアムで放送されまして、6月に町内で撮影が行われた際には舞台となった牧場をはじめ、農協・商工会など町を挙げて撮影に協力させていただいたと私も伺っており、特に撮影に参加しドラマ出演した計根別学園の児童生徒たちにとって、大変貴重な体験ができたものと思っております。

今回のドラマは、名作映画のリメイクドラマの続編で、日本映画会の巨匠である山田洋次監督が一から書き下ろされた作品であります。制作元であるNHKや松竹株式会社によりますと、続編の制作にあたっては前作の視聴率が高かったことに加え、山田監督自らが前作の完成後、すぐに続編の制作を決定されたとのことでした。

山田監督は養老牛温泉がお好きで、地元の方々との親交が深くこの地域に愛着を持っていたいただいていると伺っており、その山田監督がこれまで本町を舞台に手掛けた作品は、当地に対する想いやメッセージを含めて、歴史的にも大変貴重なものであると考えております。

現在、教育委員会で作成を進めています中標津町文化財保存活用地域計画では、様々な文化財の洗い出しを行っており、その中には映像などの文化芸術作品も含まれております。将来的にはそれらを保存活用し施設での展示をはじめ、多様な媒体による情報発

信により、観光振興、地域活性化に活かし、交流人口・関係人口の拡大につなげていければと考えているところであります。

また、郷土資料の収集につきましても、町の歴史や文化を後世に伝え残すためにも、引き続き行うことは申し上げるまでもありませんが、その手法の一つとして資料のデジタル化は必要なことと考えております。

既に、郷土館でこれまで実施してきた7万点以上の古い写真や、10数本実施してきた8ミリ、16ミリフィルムのデジタル化とともに、これまでの山田監督の作品を含むデジタル情報についても収集を行っており、今後におきましても継続してデジタル化の推進を図っていく考えであります。

郷土館における山田監督のブース開設や記念館開設の準備につきましては、私としても実現できれば素晴らしいことであると思うところですが、御本人の意向はもとより、クリアしなくてはならない問題や関係各所の御理解、御協力が必要となるなど、難易度は高いと思われ、山田監督をはじめ、本町に関わりの深い方たちの作品も他に多数あることから、これらを含めた形により町民の共有の財産である郷土資料の適正な保存、管理、活用を図ってまいりますので、御理解願いたく存じます。

【質問：松村 康弘 議員】

教育委員会からの御答弁、再質問はございません。誠意ある回答をいただいたと思っております。

しかしながら、答弁の最終局面において、御本人の意向はもとより、クリアしなくてはならない問題や関係各所の御理解、御協力が必要となるなど難易度は高いとおっしゃっています。私もそうだと思います。

この件については次の3月議会に町長部局の皆さんに対して問題提起をしていきたいと思っております。以上で質問を終わります。

令和4年12月定例会一般質問

通告4

質問 要援護者台帳の提供と個人情報保護法について

答弁 現要援護者台帳の取り扱いについて改善を図りたい

9番 高橋 善貞 議員

【質問：高橋 善貞 議員】

9番、高橋善貞です。要援護者台帳の提供と個人情報保護法について質問させていただきます。

平成29年5月30日に施行された個人情報保護法の改正は、町内会・PTA等を含む全ての事業者は個人情報保護法のルールに沿った取り扱いが求められることが大きな改正点でした。

改正前は5,000人以下の町内会は法律の適用がありませんでした。災害時や防災・防犯活動、高齢者や児童・保護者の見守り活動など、町内会運営のためには会員情報の把握が必要です。

この法改正以降5年が経過しましたが、いまだ少数ですが、町内会が個人情報保護法の対象となり、会員名簿作成の個人情報の提供ができないと誤解されている町民もいて、町内会の役割を説明し、活動・連絡に必要な最小限の個人情報を提供していただき、個人情報保護法に基づき管理している状況だと思います。

毎年12月末に町内会会長あてに、災害時要援護者台帳の更新についての文書が要援護者A登録と要援護者B登録の台帳を同封して送付されています。要援護者Aというのは、高齢者のみの世帯で、隣近所に子や親族のいない町内会等で支援策を講じていただきたい方、要援護者Bは、子と同居していたり近隣に子や親戚の家がありますが支援を必要とし、災害時要援護者台帳の登録を希望されている方、いずれも災害時には町内会の支援を希望する70歳以上の高齢者世帯のリストで町内会への情報提供に同意した上で台帳登録をしております。

行政側からの名簿提供条件として、災害時要援護者台帳の取り扱いについての説明文があり、台帳の厳しい管理方法が記載されております。

1、台帳は複製せず、町内会長宅で保管してください。つまりコピーしてはいけませんということです。



2、台帳は目的以外には使用しないでください。つまり、災害時以外に福祉活動とかの利用はできないということです。

3、他の町内会役員、地域支援者とはその状況に応じ必要な情報のみ共有してください。特定した支援を希望される方のみ情報提供は可能だと思います。

4です。上記の者以外には台帳を閲覧させず、情報の提供も行わないでください。

これはもう要支援者台帳を暗記してほしいということかなと私は思いました。これでは本来目的の要援護者に対する支援ではなく、町内会として非常に使いづらく、要援護者台帳を提供する行政側の個人情報保護法を守るために制約した情報提供でしかないとは私は思います。

以前から各町内会から求められていた高齢者台帳に対し個人情報保護法を理由に断ってきた経過から、現在は情報提供をしているという姿勢に変わったことは評価いたしますが、町内会が扱う個人情報は町内会運営に必要な会員の情報しか扱っておらず、外部から提供される個人情報の対応についての規約等は策定していないのが現状だと思います。

行政側から町内会等の団体に個人情報提供する場合、重要なことはその団体が個人情報保護法に基づいた体制を構築しているかであり、一方的に個人情報を送付し、町内会長のみがリスクを背負う現在の手法は早急に改善すべきと思います。

要援護者台帳は災害のみではなく、4年目を迎えようとしている新型コロナウイルス感染症に配慮した高齢者への日頃の見守りなど活用できる範囲は今後も広がっていくものと考えます。これから冬を迎え、明日来るかもしれない災害や、コロナ禍でなかなか外出ができない高齢者への見守りに対して、行政は先送りせず、迅速な対応をとるべきだと思います。

今後の対応について、現状のままで良いのか、改善策を考えていくのか、町長のお考えをお聞かせください。

【答弁：町長】

高橋議員御質問の要援護者台帳の提供と個人情報保護法について御答弁申し上げます。

要援護者台帳におきましては、災害時において家族等の支援が困難で、何らかの助けを必要とするひとり暮らし高齢者等が、避難支援を地域の中で受けられ、安心・安全に暮らすことができるよう、町は災害対策基本法に基づき、要援護者から台帳登録への同意を得た中で、その情報を民生委員・児童委員や町内会等と共有することで、安否確認

や避難支援に役立てるものであります。

要援護者台帳には、災害時において町内会等に支援を希望する町内会未加入者の情報も含まれますが、町内会未加入者につきましては、町内会との接点が少ない中で、安否確認などには限界があるのは確かであります。それぞれの町内会の考え方も多々あるとは思いますが、有事の避難支援のためには、情報の共有を図っていかなければならないと思うところでございます。

現在、町内会への要援護者台帳の提供の仕方と、支援体制の確認方法におきましては、管理方法を明記した台帳提供依頼書の提出によって町内会に台帳を提出し、また、支援体制の構築状況についてのアンケート報告に御協力をいただいているところであります。要援護者台帳は適切に管理運用する中で、効果的に活用されなければならず、議員御指摘のとおり、これまで町内会に示していた要援護者台帳の取り扱いについては、改善を図る必要があると考えており、さらに台帳の運用に当たっては、前段の町内会未加入者の取り扱いも含め、町内会との合意形成が重要なため、きめ細やかな説明をしたいと考えております。

実際に要援護者台帳を活用され、支援体制づくりを進める町内会におきましては、支援が必要な世帯への声かけや安否確認を担当する地域支援員を選定するとした体制を整えているところもあります。

すべての町内会において、支援体制が構築され、安心・安全のまちづくりが進められることが肝要であり、共助の体制づくりのため、要援護者台帳のさらなる整備と町内会との連携を深めていく考えでありますので、御理解を賜りたいと存じます。

【質問：高橋 善貞 議員】

9 番高橋善貞です。再質問させていただきます。

内閣府の防災担当から市町村に義務づけされた災害時要援護者の台帳作成とその情報共有、努力義務である地域支援員の選定、さらに個々の避難計画作成など、取り組みが現実的に非常に不可能な状況を認識していただいたと思います。

今まで個人情報保護法に制約され、情報共有できなかった要援護者台帳が、行政と警察・消防、民生委員・児童委員、町内会が共有できる法改正から 5 年が経過したにもかかわらず、中標津町は災害対策基本法が総務課の防災係、個人情報保護法は総務課の広報調査係の担当で、災害時要援護者台帳の策定は町民生活部の福祉課。さらに町内会を担当しているのは同じ町民生活部の生活課と、庁舎内でも多岐にわたる部署が担当している状況です。だれが見ても情報を共有しているとは思えないこの体制を今後横断的に

連携できる体制づくりをすべきではないかと私は思います。

町長の見解をお聞かせください。

【答弁：町長】

再質問にお答え申し上げます。

まず、災害時というのは本当に大変なことが起きるのを想定しておりますし、平成6年に発生しました東方沖地震の時でも、町内会の活躍というのが非常に大きな部分でありました。それはやはり日頃から密接な関係をしっかりと町内会が持っているという証拠でもございましたし、今後もそういう体制作りにはしっかりと望んでいかなければならないと思います。

それを支援する上での町の体制でありますけども、今、高橋議員御指摘がありましたとおり、多岐にわたる分野があるのは仕方ないといたしましても、しっかりとした横断的に支援をできるような体制づくりを今後とも進めてまいりたいと考えております。

【質問：高橋 善貞 議員】

3回目ですから、最後の質問です。

新年度に向けて、今言った新たな体制づくりも必要ですが、災害対策基本法や個人情報保護法が改正されている状況から判断しても、中標津町の関係している条例改正や施行規則の改正など全く今行っていない状況を見ても、要援護者台帳の活用が時代に追いついていない。そういうことを、現状を打開する必要があると私は思います。

新たな条例制定など検討する時期と思いますが、町長はどのようにお考えでしょうか。

【答弁：町長】

御答弁申し上げます。

個人情報保護法につきましては、今、3月に向かいまして条例改正を必要とされている部分がございますので、それはそれで変更していくというふうに考えております。

また災害時に大きいのは支援体制づくりでございますけども、要援護者と支援者が日頃の声かけ、見守りを通じた顔の見える関係性を作ることも大切でございます。日頃のコミュニケーションの関わり方、手法にも様々な取り組みがあつてですね、その関わりが災害基本対策法に基づくものか、個人情報保護法に基づくものか、解釈によっていろいろ分かれるというのもあるかと思います。

台帳の運用に当たりましては、今後、国、北海道からの意見をもとにですね、要綱改

正によって足りうるものなのか、またはその条例改正が必要なものなのか検証研究を進めてまいりたいと考えております。以上です。

令和4年12月定例会一般質問

通告5

質問 学校給食費の未納問題について

答弁 常に改善を図り対応してまいりたい

4番 山口 雄彦 議員

【質問：山口 雄彦 議員】

4番、山口雄彦です。学校給食費の未納問題について質問いたします。

学校給食は児童生徒に栄養のバランスの取れた食事を提供することにより、心身の健全な発達を促すことを大きなねらいとして行われる教育活動であり、毎日の食事を通して好ましい人間関係を築く場であり、児童生徒の健康で充実した生活を送る能力を身につけさせる活動であります。

この児童生徒の健全な成長に重要な役割を果たしている学校給食については、昨今の社会情勢による食材料費の高騰により、献立作成や食材の調達には大変苦勞をされていることと推察いたしますが、全国的に給食費の未納問題が存在し、多くの市町村で慢性的に抱えている課題であります。

このような状況の中、多くの保護者の皆様には学校給食への理解をいただき、給食費を遅延なく納めていただいておりますが、さまざまな家庭の事情で支払いが滞っている世帯もあります。

平成21年度の国の調査では、未納者割合が約1.2%、未納総額年間約26億円と推定されており、当町におきましても令和3年度の実績で、未納者割合が約1.6%、未納額で約210万円となっております。

公平公正な観点から申し上げますと、保護者の皆様には給食費を遅延なく納めていただくことが大切であり、安定的な給食の供給につながるものと考えます。

給食費滞納の主な要因は、全国的に保護者としての責任感や規範意識の欠如や経済的な問題と考えられておりますが、当町の実態をどのように捉えているのでしょうか。

保護者としての責任感や規範意識の欠如が要因であるなら、毎月納めている保護者からすると大変不公平なこととなります。

今一步踏み込んだ徴収方法を検討していただき、公平公正な徴収体制の確立に努めて



いただきたいと思います。

また、要因が経済的な問題であるならば、町としてもできる限りの援助、サポートを行い、あわせて就学援助制度について該当されるのに制度を知らないというケースがないように、積極的な周知を図っていただきたいと思います。

さらに前段で述べた主な要因以外にも、さまざまな家庭事情や社会的背景が要因になっている場合も考えられますので、町民生活部などとの福祉的なフォロー体制も考慮し、町にとっても保護者にとっても、さらに児童生徒のためにも最良となる方法で取り組んでいただきたいと思います。

当町の給食費未納の実態及び対処方法について教育長のお考えをお聞かせください。

【答弁：教育長】

山口議員御質問の学校給食費の未納問題について御答弁申し上げます。

中標津町の学校給食は、昭和 41 年度の学校給食提供開始時から公会計による運用により安定的に給食提供しており、現在、小学校、中学校義務教育学校のほか、計根別幼稚園、中標津農業高校に 1 日約 2,200 食を提供しているところです。

この学校給食にかかる保護者の負担金収納率については、平成 26 年度以前の現年度分収納率は 97% 台でありましたが、平成 27 年度から保護者に対し学校給食申込書の提出について義務付けを行ったところ、当該年度以降は 98% 台で推移していることから、この申込書が給食費負担金の自主納付に対して、啓発意識付けとなっているものと考えております。

学校給食費負担金の納入は、口座振替や納入通知書による納付が原則となっておりますが、納期を過ぎても未納となっている保護者に対しては、文書及び電話による催促のほか、個別訪問による徴収を実施しているところです。

この個別訪問による徴収時には古い年度分から納めていただく対応となっておりますが、納入額は最低でもひと月以上とするなど、早い段階で、現年度分に追いつくようお願いするほか、あわせて各家庭の生活実態を確認し、就学援助制度及び児童手当からの充当納付について周知を行い手続きをしていただけるよう促しております。

また、生活保護世帯に対しては、平成 28 年度に開始した生活保護費からの代理納付について町福祉課及び社会福祉事務所と連携し推進しているところです。

議員御指摘のとおり、給食費負担金未納の実態として、保護者の責任感や規範意識の欠如のほか、福祉的支援が必要な家庭及び多重債務等で生活に困窮されている家庭があることは、当町においても大きな要因となっていることから、今後におきましても、町

民生活部及び関係機関と連携の上、収納率向上のための対応を継続して行ってまいります。

さらに、毎月配付しております献立表や広報紙において、納付に困っている場合の相談先についても明記し周知するなど、新たな未納者の発生を防ぐことも必要と考えております。

未納となっている給食費負担金の今後の徴収については、現在行っている対応に加え、悪質な場合は法的措置を検討するとともに、他の自治体が行っている効果的な事例を参考に、より良い方法を調査研究の上、常に改善を図り対応してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

令和 4 年 1 2 月定例会一般質問

通告 6

質問 特定外来生物アライグマの防除・駆除について

答弁 増殖を抑え込む対策に取り組みます

6 番 松野 美哉子 議員

【質問：松野 美哉子 議員】

6 番、松野美哉子でございます。

12 月の新聞報道によりますと、シカの個体数の増加により生息地域が道東中心から道央、道南へ拡大し、農作物被害や個体数の増加への対策に決め手なしとの記事がありました。今回はシカとは逆の流れで、すでに全道に増殖している特定外来生物アライグマに関する質問をいたします。



先日、地域おこし協力隊、藤岡氏の「格子状防風林内で見られる生き物たち」の講義をなかしべつ大学で受講いたしました。侯落の格子状防風林内に定点カメラを設置し撮影された動物たちの報告があり、キタキツネ・エゾシカ・ヒグマ・ノネコなどの他に、撮影回数は少ないのですが、アライグマの成獣が認められたとのことでした。

私の認識不足であると思いましたが、中標津にアライグマが生息していると報告があり驚き、帰宅後調べてみました。

アライグマは特定外来生物に指定されていて、1977 年にテレビ放映のアニメ、あらいぐまラスカルの可愛さの人気により、それまでは動物園で見られるほどでしたが、ペット用や毛皮業者により大量に輸入された動物です。アライグマは成長すると粗暴になる個体が多く、ペットとしての飼育が困難になり、遺棄されて自然環境下での生息となりました。アライグマの繁殖能力は高く、1 歳から出産可能で 2 歳以上の妊娠率は 100% に近いとされていて、1 回に 3 頭から 8 頭を出産し、驚異的な増殖で約 25 年後の 2001 年には道内 87 市町村に生息が確認され、さらに 20 年後の昨年、2021 年には 162 市町村から確認報告があり、ほぼ北海道全域に生息していると言えます。

また、2020 年度の全道での捕獲数は過去最高の 2 万 5,806 頭となり、近隣の町でも捕獲・駆除があったと伺いました。アライグマは雑食性で果実・木の実・柔らかく養分の多い地下茎・野菜・小型哺乳類・魚類・昆虫などの捕食をします。

全道の農業被害として報告されているものの中には、デントコーン・根菜類・馬鈴薯・ロールバックサイレージ・飼料や配合飼料などもあり、中標津でのこれからの被害も心配されます。

中標津でのアライグマについての報告は先に述べた、俣落の格子状防風林内での定点カメラに写っていた個体、武佐方面の道路にいた報告、牛舎の中にいたとの報告と、今年に入ってから件数と伺いました。幸いに被害の報告はないとのことですが、注視しなければなりません。

特定外来生物アライグマの完全排除を目指した行動を起こすことで、未来の農業被害を防ぐことになります。危機感を持って、農家や酪農家からの報告だけではなく、山に入るハンターの皆さんには雪上の足跡の報告を、春先の山菜取り、ハイキングや山登りの町民の皆さんにも広く周知して、たぬきかなと見過ごすことなく通報していただき、防除・駆除計画の普及啓発をしなければなりません。

アライグマの危険性は農作物被害だけではなく、エキノコックスや狂犬病などの保持細菌や糞便に含まれた寄生虫に汚染された土地は、まれに重症な神経疾患を引き起こすため、アライグマには不用意に接触することは絶対に避けましようとしてされています。

さらに近隣の町と情報交換することで、自然環境下を移動している特定外来生物アライグマの増殖を抑え込み、自然豊かな地域にしていくことが中標津町のあらゆる分野にとって必要で急務であると思いますが、町長の御意見をお聞かせください。

【答弁：町長】

松野議員御質問の特定外来生物アライグマの防除・駆除について御答弁申し上げます。

アライグマにつきましては「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」、いわゆる「外来生物法」の施行令で定められている特定外来生物に指定されておりまして、この法律は特定外来生物による生態系、人の生命、身体、農林水産業への被害を防止し、生物の多様性の確保、人の生命・身体の保護、農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、国民生活の安定向上に資することが目的とされております。

そのような中、現在はアライグマを捕獲する場合、大きく分けて2つありまして、1つは「外来生物法」による方法と、もう1つは「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」、いわゆる「鳥獣保護法」による有害鳥獣捕獲として実施する方法ですが、議員の質問にあるとおり、現状においては数件の目撃情報であるとともに、農業等の被害報告がない状況となっていることから、捕獲等は実施してはおりませんが、農林水産業に係る被害及び農林水産業に従事する者等の生命又は身体に係る被害、その他の生活環境

に係る被害を防止することを目的とする「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」、いわゆる「鳥獣被害防止特措法」に基づき定めている中標津町鳥獣被害防止計画において、アライグマを対象鳥獣としておりまして、防除・駆除計画を定めております。

その中においては、農業被害等が発生した場合には罠による捕獲を実施すると定めているとともに、議員御指摘の意識を高める啓発についても不可欠であるとしております。松野議員御提案のアライグマ対策につきましては、有益な手段であると考えますので、アライグマの危険性等について、町のホームページや広報紙などでの周知を行うとともに、近隣町との連携を密にとり、情報共有することで増殖を抑え込む対策に取り組んできたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

【質問：松野 美哉子 議員】

6 番、松野美哉子でございます。再質問させていただきます。

鳥獣保護法では、箱罠などで捕らえた外来生物はその場で駆除しなければなりません。生きたまま運搬するには特定外来生物駆除の確認と認定の申請をしなければならないとされています。

今後、町民からの通報などでその場での駆除ができない時などを考えると、中標津町はその申請をしているのかの確認をしたいのですが、お聞かせください。

【答弁：経済部長】

ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

中標津町でも鳥獣被害防止計画を定めておりまして、それに基づきまして振興局への申請を行っております。

以上です。

【質問：松野 美哉子 議員】

このことにつきましては、ちょっと調べてみたんですけども、羅臼と標津については申請のところに書かれておりましたが、中標津町はこの申請のところには列記されていなかったんですね。

それでこれを必要と思ったのは、これから広報して町民の皆さんに通知することによって、あらゆる場所でもし可能性があるとしたら、通告されてきた時に、自宅とか牧舎の中でアライグマが捕獲されたという時に、その場で駆除するのを嫌がる町民がいると

したら、それを獣医師さんのところまで生きたまま運んで行って駆除するという、その場所から駆除する場所へ移動するためには、生きたまま持って行ってはいけないというふうになっているというふうに調べてみたんですけども、それがしっかりされてないと今後増えてきた時には、その法律に触れるっていうことになると思いますので、その辺もう1回確認してしっかりとこれからの対策に状況がそぐわないようなことがないようにお願いしたいと思います。

以上です。それについて答弁お願いいたします。

【答弁：町長】

再質問にお答え申し上げます。

アライグマ自体の繁殖力が非常に大きいというのはわかっておりますし、また被害も当然予測されるところでありますので、そういったいろんな体制整備につきましてはしっかりと対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

令和4年12月定例会一般質問

通告 7

質問 耐震シェルター等の補助制度導入について

答弁 情報収集に努め制度の研究をしていきたい

1 番 平山 光生 議員

【質問：平山 光生 議員】

1 番、平山光生です。耐震シェルター等の補助制度の導入について質問させていただきます。

2008 年 3 月に中標津町耐震改修促進計画が策定された時点で耐震基準に適合した住宅は 46.2%と、半数以上が改修の必要な建物となっていました。

当初は補助金制度の認知度が低いながらも、2017 年 10 月で 66.7%、計画が見直された 2018 年 3 月では、建物の全体数に大幅な減少が見られたこともありますが、81.6%と順調に耐震化率は向上していました。

しかし、令和 2 年度決算時に目標であった耐震化率 95%には届いておらず、事業未執行の継続と補助金対象者へのダイレクトメール効果も見られませんでした。

要因の 1 つに耐震基準を満たさない住宅に居住する高齢者の経済的な事情と工事後の居住年数との兼ね合いで申請を躊躇する事例があることが確認され、住宅全体の耐震化は難しいが、耐震シェルターを設置することを選択肢に加えるような補助金の効果的な執行を要望することになりました。

令和 3 年度決算時には 1 件の補助金活用がありましたが、若い世代の耐震リフォームということで、高齢者の住居耐震化を進める問題の解決にはつながっていません。

耐震シェルターの検討はされたのかという質問に対し、情報収集、検討を行ったが、メリットである比較的安価、在宅工事が可能、工事期間が短い等よりも、デメリットである耐震効果が限定的、通気性がよくない、圧迫感・閉塞感を感じることにあわせ、国や北海道、道内の市町村でも補助制度がないこと、耐震シェルターについて強度、安全性、技術的な部分で情報が乏しく、検証には至っていないため導入を推奨せず、国や道の動きを注視すると返答をいただきました。

数ある耐震シェルター、耐震ベッド等の中には強度や安全性の情報が少ないものもありますが、解体予定の実家屋を利用して検証を実施しているものや、旧建築基準の木造



住宅倒壊を想定した耐荷重テストをしたもの、1人で逃げられない介護が必要な方のための介護ベッド用防災フレームなどもあります。

阪神・淡路大震災時の死因の8割以上が建物倒壊や家具の転倒と言われており、千島海溝において、マグニチュード7を超える巨大地震が明日来てもおかしくない状況の中で、現在導入している方が実際に地震を経験しなければ検証とは言わないのでしょうか。

多くの問題に直面している現状で、国や道の動きを注視しては1,900戸弱の耐震改修できない住居の方は、毎日不安と恐怖を抱えて過ごしていると思いますが、町長の意見をお聞かせください。

【答弁：町長】

平山議員御質問の耐震シェルター等の補助制度導入について御答弁申し上げます。

昭和56年5月31日以前のいわゆる旧耐震基準により建設された建築物の耐震化につきましては、住宅全体の耐震改修を推奨し、それによる減災を図ることを目的に、国・道の補助制度を活用のうえ、国の基本指針や北海道耐震改修促進計画に準じ、耐震化の促進に取り組んできましたが、耐震改修が進まない状況にあります。

その要因としては、改修費用が高額となり、補助制度を活用しても多額の自己資金が必要であるという経済的な問題や住宅所有者の高齢化等にあると分析しております。

そのような中、先の令和3年度議会決算審査におきまして、耐震シェルターについて、国や道の補助制度がないことや設計事業者の見解として、強度・安全性の情報が乏しく、検証には至っていない等のことから、町単独補助による導入を推奨する結論には至っていないと御答弁したところでございます。

また、シェルターの補助制度を持った場合、結果として多くの時間を過ごす住宅自体の危険性をそのままにしてしまうことも懸念されるところでございます。

一方、耐震シェルターは首都圏や西日本では単独補助制度を持つ自治体もあり、シェルターへの注目も増し、また家庭用にも販売されている中で、手軽にできる地震対策としての認知度が上がっていることも認識をしております。

しかし、現状において、国による構造上の安全基準が示されていないほか、道内では制度を導入した市町村もないことから、積雪寒冷地での検証材料が少ない状況にもあります。

議員御指摘のとおり、千島海溝沿い巨大地震の発生が懸念される当地域においては、家屋の倒壊から命を守るためにシェルター等による部分的な対策も選択肢の1つとして検証する必要があるとは考えておりますので、引き続き情報収集に努めるとともに、

あわせて国や道の動きに注視をしながら、制度の研究をしていきたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

【質問：平山 光生 議員】

1 番平山光生です。再質問させていただきます。

町長がおっしゃるように耐震シェルターの補助制度の導入は、住宅自体の危険性はそのままになってしまうため、減災を図るという目的では効果が弱いように感じられますが、根本にある建物の耐震改修の促進に係る法律の目的には、地震による建築物の倒壊等の被害から国民の生命、身体及び財産を保護するためとなっています。

もちろん、この法律に準じ、中標津町耐震改修促進計画の目的にも、建築物の倒壊などの被害及びこれに起因する生命、財産の被害を未然に防止するためと明記されています。

しかしこのままでは、耐震改修できずにその住居で生活せざるを得ない住民の方の生命を保護することができません。

シェルター等による部分的な対策を選択肢の 1 つとして検討する必要性があるということで、このことについて理解していただけたとは思いますが、国や道が補助していないからこそ検証、また研究を迅速にしてですね、中標津町が単独補助を導入して、少しでも多くの中標津町民の生命を守ることができる体制を整えることが重要ではないのでしょうか。

国や道が動かない限り、町独自で単独で補助の導入をするという可能性は低いのでしょうか。再度意見をお聞かせください。

【答弁：町長】

御質問にお答え申し上げます。

住民の生命、財産等を地震から守るというのは非常に大切な役目でございます。その中で、耐震改修制度があつてこの間進んでまいりましたが、なかなかお金も高額になるということから進まないという状況でございます。

その中でのシェルターということでもありますけれども、実際に先ほども御答弁申し上げましたとおり、まだまだその積雪寒冷地における検証がなされていないということでもございまして、これを町単独でやるというのはなかなかちょっと厳しいところもございます。

今後に向けまして、制度の研究、並びにですね、関係機関等の動きを注視しながら、

制度の確立がもしできるのであれば、それはもちろん越こしたことはございませんけども、現状ではまだまだ思いどおりにはいかないところが多いというふうに考えておりますので、御理解賜りたいと思います。

令和4年12月定例会一般質問

通告 8

質問 ゲートキーパー育成について

答弁 生きることの包括的な支援として推進していきたい

2 番 安藤 美佳 議員

【質問：安藤 美佳 議員】

2 番、安藤美佳です。ゲートキーパー育成についてお伺いいたします

近頃よく耳にする言葉は、また値上がりしたね、今日〇〇が特売だって、生活きつくてどうしようなど、生活するうえでの物価高騰やお金に関することです。

実際に家計を預かる主婦の方々は節約したり、仕事を増やしたりとさまざまな努力をしていますが、貯蓄がなかったり赤字が続いた場合、お金が足りないと家族に相談できない方がいます。

相談できる家族がいない場合や家計を任されている責任から、配偶者やパートナー、両親に失望されたくないからこそ言えないのです。

その結果、1人で悩みを抱え込み、どうにかしようと電子マネーでの借金やキャッシングなどをしてしまい、自分1人では対処できなくなり自ら命を絶ってしまうという、とても残念なケースもあります。

昨年、ゲートキーパー養成講座を行っていただきましたが、ゲートキーパーとは身近な人の自殺の危険を示すサインに気づき、適切な支援につなげ見守る人のことです。

自分の大切な人を守るためにも1人でも多くの方を受講・養成していただき、育成という部分も強化していただきたいのです。

町民の生活を守り、安心安全に暮らせる町にするための政策や取り組みなど、今後の予定を教えてください。

【答弁：町長】

安藤議員御質問のゲートキーパーの育成について御答弁申し上げます。

平成 28 年に自殺対策基本法が改正され、市町村における自殺対策基本計画の策定が義務付けられたことから、本町では平成 31 年 3 月に令和元年度から令和 5 年度までの



5年間の中標津町生きるを支える自殺対策行動計画を策定いたしました。

その基本施策は、地域におけるネットワークの強化や、自殺対策を支える人材の育成などが掲げられております。

地域のネットワークは、それを担う人材がいて機能するものであり、自殺対策を支える人材の育成が自殺対策を推進するうえで基盤となる取り組みと考えております。

今までに、人材育成の観点から町民を対象としたゲートキーパー養成講座を令和元年度と令和3年度に実施し、延べ116名の方が受講されております。

今後は令和4年度と5年度におきましては、地域の実態、課題など情報を共有し、関係機関・団体との連携体制を構築し、地域のネットワーク体制を強化していきたいと考えており、その中で令和6年度以降の第2次中標津町生きるを支える自殺対策行動計画を策定し、関係機関・団体との連携をしていくことで、生きることの包括的な支援として推進をしていくつもりと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

令和4年12月定例会一般質問

通告 9

質問 男性用トイレへのサニタリーボックス配備について

答弁 実情に応じて設置し周知を図ります

8 番 江口 智子 議員

【質問：江口 智子 議員】

8 番、江口智子でございます。男性用トイレのサニタリーボックス配備についてお尋ねいたします。

近年、前立腺がん、膀胱がんなど男性特有のがん患者数が急激に増加しており、特に前立腺がんは、1975 年に 2,000 人ほどだったものが 2000 年には 2 万 3,000 人、2020 年には 7 万 8,000 人を超え、肺がんに次ぐ罹患数になると言われています。

前立腺の摘出手術を受けた場合、多くの方に数カ月から半年程度の尿漏れの症状が見られ、9 %の方にはその後も尿漏れが続き改善しにくいそうです。

頻尿や尿漏れのために尿漏れパッドを使用する男性も罹患者数に比例して増えています。外出先で使用済みの尿漏れパッドを捨てる場所がなく、自宅に持ち帰るまで臭いや漏れに神経を使うなど、人知れず苦勞している方が多く、私の父も前立腺摘出後は紙おむつやパッドを使用していますので、その気苦勞は間近に見聞きをしています。

また、がん以外にも加齢による尿漏れやトランスジェンダーで生理がある人など、さまざまな状況で男性用個室で尿漏れパッドやナプキンを使用する場合も、サニタリーボックスがないことで不便を感じるものの、こうした問題は当事者も言い出しにくく表面化しにくいことが特徴です。

高齢者や疾患を持つ方で尿漏れパッドなどを使用している方が処理に困ることなく、どこでも快適にトイレが使用できるよう、男子トイレのサニタリーボックスを公共施設のトイレに配備することを検討するとともに、民間の施設や商業施設などでの配置を普及するよう、町全体の取り組みとすべく、広く啓発を行うなど対応を検討してはと考えますが、町長の考えをお聞かせください。



【答弁：町長】

江口議員御質問の男性用トイレのサニタリーボックス配備について御答弁申し上げます。

前立腺がんや膀胱がんの手術後に、頻尿や尿漏れの症状が起きやすく、尿漏れパッドを着用する男性が増えている中で、外出するにも神経を使い、使用済みパッドをどう処理したらよいのか、苦勞されている状況が理解できました。

サニタリーボックスの設置の状況については、町の公共施設の中で多目的トイレが設置されている施設では、サニタリーボックスが設置をされております。

さらに男性用個室トイレにおいては、本庁舎や総合文化会館、総合体育館等ではサニタリーボックスを設置しておりますが、全施設での男性用個室トイレへの完備には至っていない状況でございます。

今後こういった症状でお悩みの方が安心して外出できるよう、町の公共施設の男子用個室トイレにサニタリーボックスの設置を進めていきたいと思っております。

ただ、施設の中には男性用個室トイレの広さに余裕のない場所もございますので、施設管理などの面の実情に応じて設置していきたいと考えております。

また、町の公共施設での設置事例を提示したうえで、民間施設や商業施設の設置につきまして、御協力いただけるよう、呼びかけなどを行っていきたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。